め、同項第一号中「第二十五条の十三第二十一項」を「第二十五条の十三第二十項」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二十五条の十三第二十一項」を「第二十五条の十三第二十項」に、「同条第二十二項又は第二十三項」を「同条第二十一項又は第二十三項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項を同条第二十五項とする。

第十八条の十五の八第一項第二号中「第二十五条の九の二第九項」を「第二十五条の十三の二第三項」に、「施行令第二十五条の十の四第一項第一号」を「同項」に改め、「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の下に「、未成年者口座非課税口座間移管依頼書」を加え、同条第三項中「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の下に「、未成年者口座非課税口座間移管依頼書」を加える。

第十八条の十五の九第二項中「第三十七条の十四第二十五項」を「第三十七条の十四第二十六項」に改める。

第十八条の十五の十第一項中「第三十七条の十四の二第四項」を「第三十七条の十四の三第四項」に改め、同項第一号中「住所」の下に「。以下この号において同じ。」を、「ものとする」の下に「。以下この号において同じ」を、「所在地」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、居所及びその者の国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地並びに個人番号）」を加え、同条を第十八条の十五の十二とし、第十八条の十五の九の次に次の二条を加える。

（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）

第十八条の十五の十　この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　振替口座簿　法第三十七条の十四第一項に規定する振替口座簿をいう。

二　金融商品取引業者等又は営業所　それぞれ法第三十七条の十四第五項に規定する金融商品取引業者等又は営業所をいう。

三　未成年者口座内上場株式等　法第三十七条の十四の二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等をいう。

四　未成年者口座、未成年者口座開設届出書、未成年者口座管理契約、非課税管理勘定、継続管理勘定、課税未成年者口座、未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書　それぞれ法第三十七条の十四の二第五項に規定する未成年者口座、未成年者口座開設届出書、未成年者口座管理契約、非課税管理勘定、継続管理勘定、課税未成年者口座、未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書をいう。

五　未成年者口座廃止届出書　法第三十七条の十四の二第二十項に規定する未成年者口座廃止届出書をいう。

2　法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　未成年者口座開設届出書の提出（法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する提出をいう。以下この項において同じ。）をする者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、第十八条の十五の三第八項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所。以下この条において同じ。）及び個人番号

二　当該未成年者口座開設届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　未成年者口座管理契約に基づき当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている上場株式等（施行令第二十五条の十三の八第二項に規定する上場株式等をいう。以下この条において同じ。）の法第九条の八各号に掲げる配当等に係る配当所得及び当該上場株式等の譲渡（法第三十七条の十四第一項に規定する譲渡をいう。次条第二項第五号において同じ。）による事業所得、譲渡所得又は雑所得について法第九条の九及び第三十七条の十四の二第一項から第四項までの規定の適用を受ける旨

四　当該未成年者口座開設届出書の提出年月日

五　未成年者口座を設定しようとする日の属する年

六　その他参考となるべき事項

3　施行令第二十五条の十三の八第三項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十五条の十三の八第三項の書類（以下この項において「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」という。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二　当該未成年者口座内上場株式等移管依頼書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は継続管理勘定に移管することを依頼する旨及びその移管を希望する年月日

四　当該移管しようとする未成年者口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額並びに当該未成年者口座内上場株式等の受入れをする非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられた日の属する年

五　その他参考となるべき事項

4　施行令第二十五条の十三の八第五項の規定による確認は、同項に規定する未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者から同項に規定する所轄税務署長への次に掲げる事項を記載した書面による申出（同項各号に掲げる事由が生じた日から十一月を経過する日までに行われるものに限る。）を受けて行われるものとする。

一　その者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二　現に当該未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　施行令第二十五条の十三の八第五項各号に掲げる事由の詳細及びその事由が生じた年月日

四　その他参考となるべき事項

5　前項の書面には、施行令第二十五条の十三の八第五項各号に掲げる事由が生じたことを明らかにする書類を添付しなければならない。

6　施行令第二十五条の十三の八第六項に規定する財務省令で定める事由は、法第三十七条の十四の二第五項第二号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設する同号イの口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等が、施行令第二十五条の八第九項第二号に規定する店頭売買登録銘柄としての登録が取り消されたこととする。

7　施行令第二十五条の十三の八第九項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　出国移管依頼書（施行令第二十五条の十三の八第九項第二号に規定する出国移管依頼書をいう。以下この項において同じ。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二　当該出国移管依頼書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　前号の金融商品取引業者等の営業所に開設されている未成年者口座の記号又は番号

四　出国（施行令第二十五条の十三の四第一項に規定する出国をいう。以下この号及び次項第三号において同じ。）をする予定年月日及び帰国（施行令第二十五条の十三の八第九項第四号に規定する帰国をいう。次項第三号において同じ。）をする予定年月日並びに出国後の国外における連絡先

五　出国移管依頼書を提出する者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所

六　その他参考となるべき事項

8　施行令第二十五条の十三の八第九項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十五条の十三の八第九項第四号に規定する届出書を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二　前項第二号に掲げる事項

三　出国をした年月日及び帰国をした年月日

四　その他参考となるべき事項